

臨時福祉給付金（経済対策分）のご案内

平成 26 年 4 月の消費税率引き上げに伴う、生活への負担軽減のため、所得の低い方を対象に、下記の内容で給付金を支給します。

- 1.対象者 平成 28 年 1 月 1 日時点で下條村の住民であり、平成 28 年度の住民税が非課税の方で、平成 28 年度の住民税が課税されている人の扶養親族等でない方
※ただし、生活保護受給者を除きます。
- 2.支給額 対象者一人につき 15,000 円
- 3.申請期間 平成 29 年 4 月 17 日（月）～平成 29 年 7 月 18 日（火）
※郵送の場合は当日消印有効
※窓口へ直接提出の場合は申請期間終了日の 17 時 15 分まで
- 4.申請方法 ・対象となる見込みの方には、4 月中旬より郵送にて申請書をお送りします。（世帯ごと）
同封されている記入例にそって申請書に記入の上、郵送または窓口へ直接ご提出ください。
- 5.注意事項 ・申請書は、世帯主の方あてにお送りしています。また、申請・請求及び受給は世帯単位でお願いします。
・申請受付後の審査により、支給対象とならない場合もございます。あらかじめご承知おきください。
・支給対象となるかどうか分からない場合や、支給対象となる見込みの方で申請書がお手元に届いていない場合などは、確認いたしますので、役場福祉課までお問い合わせください。

お問合せ先：下條村役場福祉課（臨時福祉給付金担当）

電話：0260-27-1231

FAX：0260-27-1228